

# 地方独立行政法人長野県立病院機構専門スタッフ給与規程

平成30年4月1日

規程4-6

〔沿革〕平成30年12月21日規程4-6-1＝一部改正  
令和2年3月27日規程4-6-2＝一部改正  
令和3年11月30日規程4-6-3＝一部改正  
令和4年11月30日規程4-6-4＝一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人長野県立病院機構専門スタッフ就業規則の規定に基づき、専門スタッフの給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 この規程で「給与」とは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び自宅待機手当をいう。

(給与の支払及び支給)

第3条 地方独立行政法人長野県立病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第3条及び第4条の規定は、専門スタッフの給与の支払及び支給について準用する。

(給料表)

第4条 給料表は、給与規程第5条第1号で規定する事務職給料表（別表第1）を準用する。

(職務の級)

第5条 専門スタッフの職務の級は、前条による事務職給料表（別表第1）の1級とする。

(初任給)

第6条 給与規程第7条第1項の規定は、専門スタッフの初任給について準用する。

(昇給)

第7条 専門スタッフの昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。ただし、理事長が定める場合にあつては、理事長が別に定める日に昇給を行うことができる。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を2号俸とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

3 満50歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用は行わない。

4 職員の昇給は、職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給料の更正)

第8条 給与規程第9条の規定は、専門スタッフの給料の更正について準用する。

(給料表の適用、職務の級の資格基準、初任給及び昇給等に関する実施規定)

第9条 第4条から前条までに定めるもののほか、専門スタッフの給料表の適用、職務の級の資格基準、初任給及び昇給等に関し必要な事項は、理事長が定める。

(給料の支払方法)

第10条 給与規程第12条及び第13条の規定は、専門スタッフの給料の支払い方法について準用する。

(扶養手当)

第11条 給与規程第16条から第20条までの規定は、専門スタッフの扶養手当について準用する。

(地域手当)

第12条 給与規程第21条から第24条までの規定は、専門スタッフの地域手当について準用する。

第13条 削除

(通勤手当)

第14条 給与規程第33条から第38条までの規定は、専門スタッフの通勤手当について準用する。

第15条 削除

(特殊勤務手当の支給)

第16条 給与規程第42条から第45条までの規定は、専門スタッフの特殊勤務手当について準用する。

(超過勤務手当)

第17条 給与規程第46条の規定は、専門スタッフの超過勤務手当について準用する。

(休日給)

第18条 給与規程第47条の規定は、専門スタッフの休日給について準用する。

(夜勤手当)

第19条 給与規程第48条の規定は、専門スタッフの夜勤手当について準用する。

(宿日直手当)

第20条 給与規程第49条の規定は、専門スタッフの宿日直手当について準用する。

(超過勤務手当等の支給日)

第21条 給与規程第51条の規定は、専門スタッフの超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当の支給日について準用する。

(期末手当)

第22条 給与規程第52条から第55条までの規定は、専門スタッフの期末手当について準用する。

2 給与規程第53条第1項の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の127.5」と読み替えるものとする。

(自宅待機手当)

第23条 給与規程第65条から第67条までの規定は、専門スタッフの自宅待機手当について準用する。

(休職者等の給与)

第31条 給与規程第68条から第72条の3までの規定は、専門スタッフの休職者等の給与について準用する。

(給与の減額等)

第32条 給与規程第73条から第74条までの規定は、専門スタッフの給与の減額、勤務1時間当たりの給与額について準用する。

(給与の口座振替)

第33条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(実施規定)

第34条 この規程に基づく給与の支給に関し、必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(期末手当の支給に関する特例)

2 平成30年6月1日を基準日とする期末手当の支給に係る第22条の規定により準用する給与規程第53条第1項の規定の適用については、施行日の前日までの引き続き期間限定雇用職員（地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員就業規則第2条第2号に規定するものをいう。）としての在職期間は、給与規程第53条第1項の在職期間とみなす。

附 則（平成30年12月21日規程4-6-1）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日規程4-6-2）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月30日規程4-6-3）

この規程は、令和3年12月1日から施行する。ただし、令和3年12月に支給する期末手当の額については、第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の117.5」とする。

附 則（令和4年11月30日規程4-6-4）

この規程は、令和4年12月1日から施行する。ただし、令和4年12月に支給する期末手当の額については、第22条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の132.5」とする。